

重要な会計方針にかかる事項に関する注記

1. 重要な会計方針等

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法
 関係団体出資金および連合会出資金
 移動平均法による原価法
 子会社等株式
 総平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 商品
 売価還元法による原価法
 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 貯蔵品
 最終仕入原価法による原価法
 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出)
- (3) 固定資産の減価償却方法
 有形固定資産 (リース資産を除く)
 定率法。ただし、2018年1月4日以降に取得した建物および構築物については定額法。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 2～31年、構築物 10～31年、機械装置 9～17年、器具備品 2～10年
 無形固定資産 定額法。
- (4) 引当金の計上基準
 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率等により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 賞与引当金 職員の賞与の支給に備えるために支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
 ポイント引当金 組合員に付与したポイントの使用に備えるため、期末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
 退職給付引当金 職員及び嘱託職員の退職により支給する退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。
 修繕引当金 所有する資産の将来の修繕費用として見込まれる額を計上しております。
- (5) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。
- (6) 貸借対照表、損益計算書、付属明細書の単位は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計方針の変更

棚卸資産の評価基準および評価方法の変更に関する会計方針の変更
 従来、商品については最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当事業年度からシステム変更に伴い売価還元法による原価法に変更しました。この変更による影響額は軽微です。

3. 貸借対照表の注記

- (1) 当座貸越契約及びコミットメント契約
 当生協は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。
- | | |
|---------|------------|
| 当座貸越極度額 | 200,000 千円 |
| 借入実行残高 | — |
| 差引額 | 200,000 千円 |
- (2) 連合会に対する債権・債務
 未収金・立替金 34,371 千円
 未払金 71,508 千円
- (3) 子法人等に対する金銭債権又は金銭債務
 短期金銭債務 398 千円
- (4) 保証債務等
 ①コープデリ生活協同組合連合会の日本生活協同組合連合会への仕入債務に対する連帯保証債務
 残高 883,674 千円
 ②住宅事業利用組合員の提携住宅ローン借入に対する保証債務残高
 6,311 千円

4. 損益計算書の注記

- (1) 連合会との取引高
 仕入高 7,819,866 千円
 分担費 101,042 千円

- (2) 子法人等との取引高
- | | |
|-------|------------|
| 家賃収入等 | 14,985 千円 |
| 事業費用 | 205,787 千円 |
| 事業外収益 | 37,495 千円 |
- (3) 特別損益
固定資産除却損の内容は、次のとおりです。
- | | |
|------|----------|
| 器具備品 | 1,400 千円 |
|------|----------|
- (4) 法人税等
法人税等には、法人税、地方法人税、住民税、地方法人特別税および事業税を計上しております。
- (5) 教育事業等繰越金
当期首繰越金には、剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金 6,127 千円が含まれています。

5. 退職給付に関する注記（簡便法）

- (1) 採用している退職給付制度
職員の退職により支給する退職金に備えるため、退職一時金制度を採用しております。
- (2) 確定給付制度
- ①簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|---------------|------------|
| 期首における退職給付引当金 | 419,187 千円 |
| 退職給付（勤務費用） | 77,422 千円 |
| 退職給付の支払額 | 50,028 千円 |
| 期末における退職給付引当金 | 446,580 千円 |
- ②退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整額
- | | |
|---------|------------|
| 退職給付債務 | 446,580 千円 |
| 退職給付引当金 | 446,580 千円 |
- ③退職給付に関連する損益（自 2019 年 3 月 21 日至 2020 年 3 月 20 日）
- | | |
|------------|-----------|
| 退職給付（勤務費用） | 76,991 千円 |
| 退職給付費用 | 76,991 千円 |

6. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産負債発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産

貸倒引当金	5,462 千円
ポイント引当金	6,310 千円
未払事業所税	1,106 千円
未払事業税	1,834 千円
賞与引当金	11,027 千円
一括償却資産	137 千円
修繕引当金	56,859 千円
資産除去債務	41,668 千円
退職給付引当金	123,524 千円
その他	8,835 千円
小計	256,267 千円
評価性引当金	△156,892 千円
合計	99,374 千円
繰延税金負債	
差額負債勘定	64,381 千円
退職差額勘定	96,851 千円
合計	161,233 千円
繰延税金負債の純額	61,858 千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときのその差異と原因となった主要な項目別の内訳
当事業年度は、税引前当期損失金を計上しているため、記載しておりません。

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ①金融商品に対する取組方針
必要な資金は、主な事業活動によるキャッシュ・フローおよび組合員出資金で調達しております。資金運用については、一時的な余裕資金を安全性の高い金融資産（定期預金等）で運用しております。なお、投機的な取引は、生協法施行規則 198 条に基づき行っておりません。

②金融商品の内容及びリスク並びリスク管理体制

供給未収金に係る組合員の信用リスクは、組合員ごとの未収金管理を行い、リスクの逓減を図っております。関係団体等出資金については、定期的に発行団体の財務状況を把握しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月20日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額があるものは次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難なものは表示しておりません。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金預金	1,836,208	1,836,208	—
供給未収金	989,438		
貸倒引当金※	△31,756		
	957,682	957,682	—
連合会買掛金	959,873	959,873	—
買掛金	2,570	2,570	—

※供給未収金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

現金預金・供給未収金・連合会買掛金・買掛金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 関係団体等出資金(帳簿価額13,150千円)・連合会出資金(帳簿価額80,000千円)・子会社等出資金(9,500千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価による表示を行っておりません。

(注3) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

科 目	1年以内	1年超5年以内	5年超	合 計
現金預金	1,836,208	—	—	1,836,208
供給未収金	989,438	—	—	989,438

8. 賃貸等不動産に関する注記

当生協では、賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用に関して、対象物件は重要性に乏しいため、開示を行っておりません。

9. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の概要

宅配センター等の施設の一部は、不動産賃貸借契約を締結しており、賃貸借契約期間終了における原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高は、次のとおりであります。

期首残高	150,646千円
時の経過による調整額	—千円
期末残高	150,646千円

(3) 資産除去債務の明細表

(単位：千円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
新潟西センター	33,480	—	—	33,480
新潟東センター	72,200	—	—	72,200
中越センター	19,700	—	—	19,700
上越センター	12,700	—	—	12,700
佐渡センター	12,566	—	—	12,566
合 計	150,646	—	—	150,646

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 連合会

これに該当する取引はありません。

(2) 連合会の子会社および会員生協

これに該当する取引はありません。

(3) 子会社等

これに該当する取引はありません。

(4) 役員およびその近親者

これに該当する取引はありません。